

## 知事メッセージ

本県に発出されていた緊急事態宣言が3月21日で解除されたことで、春の陽気とともに開放感が広がり、繁華街などへの人出が急激に増えています。また、これまでのモニタリングにより、20代30代の若い世代の感染者比率が高まると、遅れて、全体の感染者数が増えてくる傾向があります。現在、既に県内では若い世代の感染者比率が高まりつつあり、一層の注意が必要な状況です。ここで、私たちが基本的な感染防止対策をおろそかにすれば、一気に新型コロナウイルスの感染が急増し、三たびの緊急事態宣言に逆戻りすることもあり得ます。

今、何よりも警戒しなければならないのは、感染のリバウンドです。

そこで、県は、4月21日までを「リバウンド防止期間」として、外出自粛や営業時間の短縮などの要請を継続することとしました。

皆さんのご協力によって、感染状況がさらに改善すれば、これら要請の前倒し解除も検討しますので、今一度、急所と言われている飲食の場での対策などを、改めて徹底していただくよう強くお願いします。

### 〔県民の皆さんへ〕

- 人との接触を減らすため、生活に必要な場合を除いて、外出を自粛してください。外食する場合は、昼夜を問わず「マスク飲食」を習慣づけてください。ランチやお茶の際も、マスク飲食です。併せて、黙食、個食を実践してください。要するに「飛沫に徹底用心」です。
- 桜が見頃ですが、花見の宴会はやめてください。謝恩会や歓送迎会、新歓コンパなどの宴会も自粛してください。

### 〔事業者の皆さんへ〕

- 飲食店等への21時（酒類の提供は20時）までの時短要請は、4月21日まで延長します。要請に応じていただいた場合は、1日あたり4万円をお支払いしますが、引き続き「感染防止対策取組書等の掲示」と「マスク飲食の推奨」を条件とします。
- 感染防止対策取組書や業種別ガイドラインを遵守し、アクリル板や二酸化炭素測定機の設置、などの感染防止対策を徹底してください。

県は引き続き、変異株への対応や、自宅療養者の見守り体制などを強化し、医療提供体制「神奈川モデル」の充実に全力で取り組んでまいります。

県民や事業者の皆さんには、改めて、ウイルスは身近にあるという意識を強く持って、「絶対に感染をリバウンドさせない」ために、基本的な感染防止対策M・A・S・Kを継続して実践いただくようお願いいたします。

令和3年3月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治

# 事業者の皆様へ

別紙

- 1 時短要請等について（～令和3年4月21日）
  - 全県の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】（酒類の提供は11時から20時まで）
  - 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給  
その際「感染防止対策取組書」（市町村のステッカーを含む）などの掲示及び「マスク飲食の推奨」を条件
  - 人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設に対し、5時から21時までの時短営業（酒類の提供は20時まで）【お願い】
- 2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について（～令和3年4月21日）
  - 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
  - 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制
  - 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
  - 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ
- 3 イベントの開催制限について
  - 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度
  - 併せて21時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知（無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外）

| 時期      | 収容率  | 人数上限   |
|---------|--|--|
| 4月18日まで | 大声なし100%以内<br>大声あり50%以内                        | 5,000人<br>又は<br>収容定員の50%以内(≤10,000人)の<br>いずれか大きい方              |
| 4月19日以降 | 大声なし100%以内<br>大声あり50%以内<br>(エビデンスに基づく収容率緩和を検討) | 5,000人<br>又は<br>収容人数50%以内の<br>いずれか大きい方<br>(エビデンスに基づく人数上限緩和を検討) |

※ 既存販売分については適用しない

- 4 大学や学校への要請について（～令和3年4月21日）
  - 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
  - 感染防止のための所要の措置を講じること
  - 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- 5 その他（お願い事項）
  - 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
  - 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
  - 21時以降のネオン・イルミネーションの早めの消灯
  - 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守